



金沢市公報

号外第13号

平成20年(2008年)4月9日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次

ページ

● 監査公表

○ 監査公表 (第6号)

(監査事務局) 1

監 査 公 表

● 金沢市監査公表第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人 林幹二から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成20年4月9日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	宮	保	喜	一
金沢市監査委員	田	中		仁

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

平成20年3月28日

金沢市監査委員	山	形	紘	一	様
金沢市監査委員	中	島	秀	雄	様
金沢市監査委員	宮	保	喜	一	様
金沢市監査委員	田	中		仁	様

包括外部監査人 林 幹 二

「出資団体の管理運営について」

- 第1. 外部監査の概要
1. 外部監査の種類
 地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査
2. 選定した特定の事件(テーマ)
 出資団体の管理運営について
3. 特定の事件(テーマ)を選定した理由
 地方分権化が進む中、今後の地方行政における出資団体(外郭団体)の存在意義を整理しておく必要があると考えて選定した。
4. 外部監査の方法(監査の要点及び主な監査手続)
 (1) 監査要点
 出資団体の存在意義の検討
 出資団体の管理運営状況の検討
 出資団体への財政援助等の状況とその必要性の検討
 指定管理者制度導入が出資団体に及ぼす影響の検討
 (2) 主な監査手続
 所管課及び出資団体事務局へのヒアリング、出資団体の実態と意識に関するアンケート調査、現地視察、保有する金融資産についての残高確認等
5. 監査対象
 (1) 監査の対象
 金沢市が50%以上出資する16団体のうち、過年度において外部監査のテーマとして採り上げられた「金沢市土地開発公社」と総務省の「出資法人の経営状況に関する調査」の報告団体が石川県であり、県の関与が強い「(財)石川県金沢勤労者プラザ」とを除く14団体を監査対象とした。
 (2) 監査対象期間
 平成18年度を対象としたが、必要に応じて過年度および平成19年度の一部についても監査対象とした。
7. 外部監査の補助者
 早川 晃治(公認会計士)
 塚崎 俊博(公認会計士)
 横田 雅裕(公認会計士)
 橋場 紀之(公認会計士)
 内田 清隆(弁護士)
8. 利害関係
 包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。
6. 外部監査の実施期間
 平成19年6月26日から平成20年3月7日まで

第2. 金沢市の特徴

金沢市は、藩政時代には加賀百万石の城下町として江戸、大阪、京に次ぐ第4位の人口を擁する都市として繁栄し、美術工芸などを今日に伝え観光資源も豊富であり現在は文化都市、観光都市として知られる。また、北陸地方最大の商業都市の側面もあり、製造業でも特色のある企業を輩出しているなど北陸地方経済の中核都市として位置づけられる。また、明治22年に市制が施行されて以来、石川県の県庁所在地として今日に至っている。

そうした特徴を持つ金沢市は、長期的ビジョンとして「金沢世界都市構想」を掲げる。

金沢世界都市構想

(金沢市における行政運営の指針)

金沢市では平成7年に市政運営の基本方針として「金沢世界都市構想」を策定し、この実現に向けて平成8年度から平成17年度間「金沢市新基本計画」に基づく市政運営がなされてきた。平成18年度からは新たに「金沢世界都市構想第2次基本計画」が策定され、今後10年間に亘り金沢市における行政運営の指針とすることになった。

「金沢世界都市構想第2次基本計画」の骨子

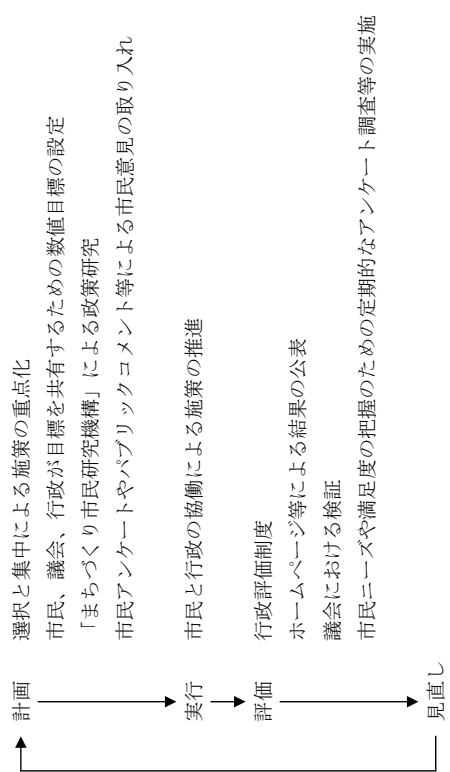
3つの目標

- ①元氣なまち・金沢をつくる
- ②美しいまち・金沢をつくる
- ③安心して暮らせるまち・金沢をつくる

この計画の推進体制

- ①市民にわかりやすい施策の推進

P D C A サイクル手法の導入



数値目標の設定

重点プロジェクトごとに、具体的でわかりやすい数値目標を設定し、市民、議会と行政が目標を共有することで計画の進捗を管理する。

②市民参加と協働の推進

協働推進条例に基づく市民参加と協働の推進

金沢まちづくり市民研究機構の活用

情報の積極的な提供及び公開

市民アンケートによる定期的な市民ニーズの把握

③施策の重点化、庁内横断体制の強化と計画の見直し

行財政改革の徹底、中期財政計画との連動

選択と集中による施策の重点化

庁内横断体制による10の重点プロジェクトの推進

市民ニーズや社会情勢の変化に伴い5年目に計画の全面的な見直しを実施

上記3つの目標については次のとおり説明がなされている。

①元氣なまち・金沢をつくる

金沢は藩政期以来、北陸を代表する都市として中心的な役割を果たしてきました。今後、新たな都市基盤の整備に合わせ、金沢市の拠点性がますます向上する一方、人・モノ・情報の流動性が高まることで、他都市・他地域との競争も激しくなることが予想されます。本市が個性豊かな北陸の中核拠点都市としてその役割を果たしていくためにも、広域交通基盤を生かした拠点性の高い都市づくり、国内外との交流促進、時代を先導するものづくり産業の形成と魅力ある雇用の創出、学術都市の特性を生かした人づくりに取り組むことで、風格と賑わいのある「元氣なまち・金沢」をつくります。

②美しいまち・金沢をつくる

金沢のまちは、白山山系に連なる3つの台地、丘陵とその間を流れる2つの清流など、人智を超えた自然の造形がその基盤となっています。そしてこうした潤いある自然環境の上に、私たちの先人の知見が積み重ねてきた歴史や文化、美しいまちなみが息づいています。

これら金沢の財産である自然・歴史・文化を守り伝えていくためにも、これまで以上に、人と自然との共生、自然と調和した都市環境の創出に心がけるとともに、歴史・文化を生かしたまちづくりに努めることで、金沢の大切な個性を磨き高め、地球環境にやさしい「美しいまち・金沢」をつくります。

③安心して暮らせるまち・金沢をつくる

市民の豊かな暮らしを実現するためには、安全と安心の確保が不可欠です。金沢には、生活の中で培われてきたコミュニティが脈々と受け継がれ、地域の暮らしを支えてきました。近年、このコミュニティの弱体化が指摘される一方、NPOなどによる地域や世代の枠を越えた新しい活動も生まれつつあります。また、市民のまちづくりへの参加意識も高いことから、公私協働の土壌を生かした金沢ならではの市民と行政が一体となった取り組みを積極的に進めていく必要があります。

少子高齢化が進む中で、コミュニティを大切にし、全ての人が安心して暮らせる環境づくり、若い世代が安心して子育てできる環境づくりに努めることで、市民一人ひとりが自立し、安全で、「安心して暮らせるまち・金沢」をつくりまします。

こうした長期ビジョンをもって、現在の金沢市政が行われている。本件で採り上げる出資団体について、文化・芸術・伝統といったジャンルに関係する団体が目につくのもこうした背景によるものである。

第3. 出資団体の意義と概要

1. 「外郭団体」改革への取り組み

金沢市では平成17年9月に「外郭団体改革に向けての基本方針」を次のとおり策定し、外郭団体の改革に取り組んでいる。

(1) 策定の趣旨

財団等をはじめとする外郭団体は、社会経済状況の変化に応じ、多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応し、より効率的・効果的に、かつ機動的な公共サービスの提供主体として設立されてきた。

しかし、「官から民へ。民間でできることは民間で」という財政構造改革の中にあつて、行政が行うべき事業と民間で実施可能な事業とを峻別する機能的で柔軟な官と民の役割分担が求められてきている。

地方公共団体の外郭団体にあつても、例外ではなく、時代の変化とともに設立当初の目的と現状の活動状況との間に乖離が生じてきたり、民間と競争を勝ち抜くべく、組織や人事などの面で解決すべき課題が現れてきており、究極には、外郭団体のあり方そのものについても再考が問われ始めている。

このような状況にあつて、三位一体改革の実践や地方財政計画の圧縮など地方公共団体を取り巻く環境は、一層厳しさを増しており、事務事業の見直し及び経費の節減が喫緊の課題となっている。一方で、地方自治法の改正による指定管理者制度の導入など、民間事業者と外郭団体が対等の条件の下で競争し、事業を展開していくだけの経営体質の強化が外郭団体に求められている。

そこで、行政改革大綱の取り組みの一環として本市が行う外郭団体に対する人的支援及び財政支出等のあり方を見直し、外郭団体の自立を促すとともに、本来独立した経営主体である外郭団体自らが公共サービスの供給主体の一つとして積極的に改革・改善に取り組む、効率的で効果的な経営体制を築いていくことができるよう基本的な方針を策定する。

(2) 対象団体

この指針でいう「外郭団体」とは本市が資本金、基本金等の出資比率が25%以上、または職員を派遣している団体で現に財政的支援を行っている団体とする。

(3) 改革の期間

平成17年度から平成21年度までの5年間

(4) 改革の2つの柱

①市の関与の適正化

所管部局の意識改革と指導助言の徹底
 事務事業の見直し
 財政支援の見直し
 人的支援の見直し
 団体の統廃合

②外郭団体の自主的・自立的な経営基盤の確立

健全な経営システムの確立
 経営改革実施計画の策定
 経営状況の点検評価
 顧客満足度の向上
 経営情報の公表
 経営体制強化への取組
 経営責任の明確化
 事務事業の見直し
 財政の健全化
 組織の見直し
 職員配置・定員管理の適正化
 人事制度の確立

以上のとおり、外郭団体改革に取り組み始めて3年が経過しようとしている。対象となる団体は16団体である。これらの基本指針がすべて実現できれば金沢市の外郭団体は非常に効率的・効果的な存在となる。

外郭団体といえどもそれぞれ独立した人格を有するのであり、自立的な経営ができることを目指すべきは当然である。しかし現実にはハードルはかかなり高い。「自立」には経営責任が伴う。経営責任とは社会から求められる要請に応えることである。存在の直接の目的であるサービスの提供や経営体の維持発展、雇用の確保の実現、適正利潤の稼得であつたりする。

外郭団体のうち、本件で採り上げる出資団体の多くは財団法人である。財団法人は拠出された財産を運用し、その運用益をもって公益に適用事業を行うことが本来の存在目的である。従って通常の民間企業に求められるような「自立」は想定されていない。運用益の範囲内で事業を行うことのみが求められている。しかし、現実には運用益は期待できない状況であり、これら団体の「自立」には大きな困難が伴う。

2. 金沢市の「外郭団体」と「出資団体」

金沢市が出資する団体は74団体ある。この内、本件外部監査においては出資比率が50%以上である団体を監査対象に選定した。出資比率50%以上の団体は16団体であり、その内、過年度において外部監査のテーマとして採り上げられた「金沢市土地開発公社」と出資比率が50%ではあるが総務省の「出資法人の経営状況に関する調査」の報告団体が石川県であり、県の関与が強い「財団法人石川県金沢勤労者プラザ」とを監査対象から除き、残り14団体を対象とした。

「外郭団体」の定義は上記1.に記載のとおりであるが、本件テーマを「出資団体」としたのは、こうした団体においては市の意向がより強く反映された管理運営が行われていると考えられるからである。もちろん出資が伴わなくても補助金や委託料等の支出による財政的支援を通して市のコントロールが及ぶ場合も多々考えられるが、当該団体の設立当初に市が相応の出資を行ったという事実は市の政策実現に向けての強い意思の表れと言えよう。

「外郭団体」のうち市の出資を伴う団体が「出資団体」であり、さらにその出資割合が半分以上というものは設立当初における市の関与の度合いがそれだけ大きかったということである。これら団体が行う事業は公共サービスの提供が主なものである。市が直営せず、こうした外郭団体を設立した趣旨、その存在意義は次のように説明される。

高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応し、直営で実施するよりも、効率的・効果的かつ機動的に公共サービスを提供する主体として設立されてきた。

市が直営で行うよりも法的な制限が少なくないため、効率的・効果的かつ機動的な運営が可能である。

民間事業者に委ねる場合に比べ、市の政策・施策を直接的に反映でき、持続的かつ安定的なサービスの供給が可能であり、サービスの公平性、公正性が担保される。

出資団体の場合にはそれらが更に強いということである。

4. 過去の統廃合等の状況

以下において(財)は財団法人、(社)は社団法人、(株)は株式会社を表す。

当初の名称	設立年月日	統廃合等の内容
(財) 金沢市開発公社	S41.09.01	H12.03.31 解散
(財) 森の都金沢緑化協会	S60.08.17	H12.03.31 解散
(財) 金沢市土地区画整理協会	H08.10.01	H12.04.01(財)金沢まちづくり財団に名称変更
(財) 金沢卯辰山工芸工房	H01.06.01	H12.03.31 解散 (財)金沢芸術創造財団(現名称)へ統合
(財) 金沢市公共ホール運営財団	H05.11.08	H12.04.01(財)金沢市文化創造財団に名称変更
(財) 金沢市文化財保存財団	S63.07.26	H15.04.01(財)金沢芸術創造財団に名称変更 H11.04.01(財)金沢市文化保存財団に名称変更
(財) 金沢市スポーツ施設管理事業団	S56.09.21	H15.04.01(財)金沢市スポーツ事業団に名称変更

以上のように名称変更はともかく、過去において3団体が解散し他の団体に統合されている。

3. 外郭団体の運営方針

(1) 会計・契約について

会計については、新公益法人会計基準への移行を進めている(ほぼ全団体について移行済み)。

契約については、原則として金沢市の契約規則を準用しており、費目と金額に応じ一般競争入札、指名競争入札、随意契約によるものとなっている。

(2) 市の人的支援について

市の派遣職員は漸次縮小してきている。

H17年度 53人 → H19年度 40人(県財団等への派遣も含む)

OB職員については、団体に推薦し必要に応じて団体が採用することとしている。

(3) 給与について

財団等雇用のプロパー職員および非常勤職員、臨時職員とも市の給与体系に準じている。

役員報酬は、非常勤の役員は費用弁償的な扱い(会議出席等1回6,000円程度)である。なお、常勤の役員を配置している場合は報酬は非常勤職員と同様な扱いとしている。

退職金はプロパー職員のみを対象とし、金沢商工会議所と特定退職金共済制度による契約を締結し支給しており、その他の退職金はない。従って当然OBの非常勤職員および役員に対する退職金はない。

(4) 監査体制について

所管課による通常の検査の他、監査事務局、行政経営課、会計課で定期的に検査を実施している。

財団法人および社団法人については、各法人に公認会計士の監事を配置し、年に1、2回内部監査を実施している。

指定管理者制度の導入以前は、公の施設の管理運営は市が直営するか市が50%以上を出資する団体に委託するかの二者択一であった。それ故に市が直営せずに委託という方法を選択する場合は出資団体という受け皿が必要であった。こうした経緯で設立された団体もあろう。指定管理者制度については別に章を改めて検討することとする。

また、文化的な事業を行う団体が多いのも金沢市の特徴であろう。これは前述した金沢市の特殊性、金沢世界都市構想に端を発する。

文化的といってもその内容は多岐にわたる。芸術、伝統芸能、学術、工芸、科学、語学など様々である。こうした分野の多くは効率性を追求しようがないと思われる。後世に伝えるべき伝統や創造的文化・学術を醸成することを大切にすることは市民の義務であると考えることに異存はない。他方、緊縮財政という現実との調和をどうすれば図れるのであろうか。こうした分野にはもともと多くの支援が必要であるという意見も当然あろう。より多くの市民が参加協働することが必要であり、民間企業に援助を求めるときも考えなければならぬであろう。

短期的に効果を求めることが必ずしも適当ではない分野があるとしても、その方法論についてはもともと市民が参加意識を持つべきである。屋間だけの人口や他市町村から通学する学生など税負担をしない公共サービスの享受者が多いという点も中核市としてはやむを得ないことではあるが居住者にとっては辛い負担である。道路網の整備により、隣接する市町村との実質的境界は無いに等しい。しかし財政には境界がある。

効率や即効的な効果を個々には求めにくくとしても現在の運営方法が最善ということにはならない。公共サービスの提供者として複雑多岐に亘る住民のニーズに的確かつ立体的に応えるには、時代の要請に適った更なる創意工夫が必要である。

5. 現在の状況

団体名称	設立年月日	基本財産 (千円)	市出資額 (千円)	出資比率 (%)	管理 施設数
[出資比率50%以上の団体]					
(本件監査対象)					
(財) 金沢総合健康センター	S55.06.25	30,000	15,000	50	1
(財) 金沢市スポーツ事業団	S56.09.09	10,000	10,000	100	39
(財) 金沢文化振興財団	S63.07.26	20,000	20,000	100	13
(財) 金沢国際交流財団	H01.03.16	20,000	20,000	100	
(財) 金沢市福祉サービス公社	H02.02.19	20,000	20,000	100	6
(財) 横浜記念金沢の文化創生財団	H03.09.05	100,000	70,000	70	
(財) 金沢市水道サービス公社	H04.03.05	10,000	10,000	100	
(財) 金沢芸術創造財団	H05.11.08	40,000	40,000	100	9
(社) 金沢ボランティア大学校	H06.07.08	10,000	10,000	100	
(社) 金沢職人大学校	H08.08.19	10,000	10,000	100	1
(財) 金沢勤労者福祉サービスセンター	H11.10.01	30,000	30,000	100	
(株) 金沢商業活性化センター	H10.10.07	46,000	23,000	50	
(財) 金沢まちづくり財団	H12.04.01	50,000	40,000	80	28
(財) 金沢子ども科学財団	H12.12.27	30,000	30,000	100	
本件監査対象14団体合計			348,000		97
(本件監査対象外)					
金沢市土地開発公社		10,000	10,000	100	
(財) 石川県金沢勤労者ブラザ		10,000	5,000	50	
本件監査対象外2団体合計			15,000		
[出資比率50%未満の団体]					
金沢駅前第一ビル他57団体			977,582		
出資74団体合計			1,340,582		97

上表において明らかなように、監査対象としたこれら14団体のうち7団体が指定管理者として公の施設の管理運営に携わっている。この点で団体は2つに大別される。公の施設の管理運営が主なる存在目的である団体とそうでない団体とに分けることができる。

(注)「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設と定義される。(地方自治法第244条第1項)

ねた理由の一つに経費の節減があったであろう。後程言及するように経費の大部分を占める人件費の節減効果は読み取ることができる。しかし雇用の確保という経営責任について斯かる事態が生じた時どう対処すればよいのであろうか。この問題が民間への事業移行に際して大きな障壁になると思われる。

②公の施設が存在する理由

イ、住民の福祉の増進に資するものとして、通常は行政が用意するものとの認識で設置され現在に至っている施設

ロ、文化財等として未永く保存すべき施設や文化財そのものの収蔵施設
上記イの施設は、スポーツ施設、ホール、駐車場などがこれに該当する。こうした施設には既に同種の民間の施設が存在するケースが多い。しかしその利用料金等において民間施設よりも安価であり経済的セーフティネットとなつているとの見方もあるが果たしてこういったセーフティネットは必要なのだろうか。その結果として民業を圧迫することにはならないのであろうか。

施設は経年劣化により修繕を必要とする。また、いずれは建て替えるが必要となろう。そこに至るまでも当初の設置の役割を終えるものがでてくるかもしれない。施設が設置されている地域の住民にとつて、当該施設は大変満足度の高い存在であろう。スポーツ施設等は特にそうである。しかし施設から遠く離れた地域の住民にとつてはそうではないであろう。すべての住民の要望に応えるにはこうした施設を造り続けなければならないことになる。すべての住民が等しく公平感を抱けることが理想であるにしても行政はそれにとつても関与する必要があるのであろうか。

上記ロの施設には、美術館や記念館などが該当する。これらの施設には美術品や文化財が収蔵されており、専門性の高い学芸員が配置されている。これらの美術品・文化財の管理を指定管理者としての民間企業に委ねることが適当であるかとの疑問もある。これらの施設への入館は大概有料であるが、施設を維持する費用と比べれば微々たる額である場合が多い。かといってそれが無駄ということではできない。こうした美術品・文化財を後世に残すことに反対する住民は余り居ないであろう。

金沢市が、歴史・文化を大切にすることを重要な政策課題の一つとしてしていることは「金沢世界都市構想」からも明らかであるが、それにはコストが掛かる。ならばその運営は効率的に行われる必要がある。美術品・文化財の保存管理の必要性には異論は無いが、その運営方法においては効率性を考える必要がある。そのコストの負担者は市民だからである。ここに民間の知恵を導入する余地がある。

第4. 出資団体に係る潜在的問題点

1. 公の施設の管理者たることを目的として設立された団体の今日的存在意義

①指定管理者制度導入前に設立された団体

公の施設の指定管理者制度を創設する改正地方自治法が平成15年9月2日に施行され、平成18年9月までに従来の管理委託制度から新しい指定管理者制度への切り換えが行われることになった。

この新制度の特徴は、従来、公共団体と公共的団体等とに限って認められていた公の施設の管理委託の対象が民間法人や民間団体にも認められるようになった点にある。これは小泉元首相の構造改革のキャッチフレーズである「民間でできることは民間で」という思想を公の施設の管理において具現化したものである。

この改正法施行前までは、公の施設の管理を委託することができたのは公共団体又は公共的団体と普通地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人とされていた。これは公の施設の利用に関する公平性の確保の故であった。

金沢市における公の施設の管理委託先について、市内に60箇所ある地区公民館を地域団体である地区公民館振興協力会に、金沢市児童館など50施設を社会福祉法人金沢市社会福祉協議会に委託してきたことを除けば殆どが金沢市が出資する財団法人等に委託してきた。この時点ではこれら管理受託者である財団法人等は管理委託の受け皿として設立されたケースが多かつたと思われる。

今般指定管理者制度が導入されたことに伴い、これら公の施設の管理を主な業務としてきた団体は民間との競争に直面することとなった。もとより指定管理者制度は、民間活力の導入により住民にこれまでより質の高いサービスを提供することが期待されているものである。その意味において民間のノウハウを導入できる環境整備をし、その期待を現実のものとするべきである。従来の官が主導するやり方には、お役所形式主義に終始し住民のニーズに応えられないとの批判があつた処である。

新しい制度の下で、民間の知恵を大いに引き出し、住民に良質のサービスを提供できるようにすれば改正法の意図する処に合致する。そのためには指定管理者を公募し、民間企業が多く指定される環境を創らなければならない。

しかし、ここで大きな問題が残る。それは、旧制度において必要とされた公の施設の管理を受託するための受け皿が組織として出来上がって現実存在するという事実である。もし純粋に民間企業と競争した場合、多くの施設で民間に仕事を奪われる事態が生じることになるかもしれない。これらの団体は施設管理のために多くの人を雇用してきており、その業務の対象が失われれば雇用の継続が困難にならざるを得ない。その人達の雇用の確保はどうなるのである。市からの派遣職員は元に戻れば済むがプロパー職員についてはどう対処すれば良いのであろうか。

そもそも公の施設の管理について、市が直管せずに外郭団体を設立して管理を委

③今日の存在意義

指定管理者制度が導入され、民間企業等が公の施設の管理者になることが可能になったとはいえ全ての施設について民間企業等に管理を委ねなければならぬという点ではない。その選定については自治体の任意に委ねられている。

金沢市は「指定管理者制度導入・移行に際しての本市の基本方針」において、指定管理者の選定について、公募せずに選定するケースと公募のうえ選定するケースとを明示している。概観する限りにおいてはこの基本方針に則って事務が執行されているのは僅か8施設のみであり（このほか外郭団体と民間企業との共同事業体で指定を受けている施設が20施設ある）民間への移行は進んでいるとはいえない。

従来の管理者であった出資団体は、長年の間に組織を整え、ノウハウを蓄積してきたので、新規に参入しようとする民間企業よりは現時点では適材といえるのかも知れない。しかしそれでは何時になっても民間の経営ノウハウは活かされないことになり改正自治法の意図するところと合致することにはならない。仮に民間への移行が今よりも進み、出資団体の受託する施設が激減すればこれら団体はその存在意義を失うことになる。

2. 出資団体の現状とその存在意義

金沢市では平成17年9月に「外郭団体改革に向けての基本方針」を策定し、外郭団体の改革に取り組んでいる。

「行政改革大綱の取り組みの一環として本市が行う外郭団体に対する人的支援及び財政支出等のあり方を見直し、外郭団体の自立を促すとともに、本来独立した経営主体である外郭団体自身が公共サービスの供給主体の一つとして積極的に改革・改善に取り組み、効率的で効果的な経営体制を築いていくことができるよう基本的な方針を策定する。」との基本的な姿勢が述べられている。

その具体的取り組みをまとめると概ね次のようになる。

①組織の見直しと経営責任の明確化

市職員の派遣を廃止・縮小し、民間人やプロパー職員を登用して組織の活性化と経営手法の改革を図り、もって市からの独立性を確保することにより経営責任を明確にする。

②事務事業の見直しと団体の統廃合

官民の役割分担の観点から民間事業者の参入機会の拡大を促進するとともに、事業内容の見直しにより必要性が薄れた事業や不要不急な事業を縮小・廃止する。事業の再編合理化と組織の一部または全部についての統廃合を進める。

③財政支援の見直し

外郭団体への補助金・負担金について、補助目的と対象事業の適合性、費用対

効果及び市民サービスの観点から再点検し適正化を図る。

外郭団体への委託料、補助金について、経営意欲を高め自立性向上に資するためメインテナンス予算要求や委託料の定額交付金制度、利用料金制度を導入する。収益事業については民間の経営手法を導入し、採算性を検証し自主財源の確保を図る。

組織の再編、事業の再点検、財政支援の見直しなどは、現在の団体組織が何らかの形で将来的に存続することが前提になっている。しかし、これら団体の全てが本当に必要なのだろうか。

その存在意義を問う上で最も大事なものは、それら団体がやっている事業について

- ・ 公益上の必要性があるか
 - ・ 市が関与すべきか
 - ・ 民間に移行できないのか
- という点について説明ができるものでなければならぬ。そこで上記のポイントを整理してみる。

(1) 公益上の必要性に関する問題点

財団・社団は民法34条により法人となることができた。

民法34条 学術、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

これにより設立された法人は一般に「公益法人」と呼ばれた。その要件は公益性と非営利であった。ここで非営利とは利潤獲得行為を行わないという意味ではなく、稼得収益を構成員等に分配しないという意味である。

公益性については些か曖昧であり、今般の公益法人制度改革では公益性の判定について、より厳密さを要求されることとなった。

平成18年5月に成立した公益法人制度改革関連3法により、従来の公益法人は①一般社団法人・一般財団法人へ移行②公益社団法人・公益財団法人へ移行③解散すの選択をせまられることとなった。このうち公益社団法人・公益財団法人への移行については民間有識者からなる合議制機関による公益性の認定を受けることが必要となった。

公益法人制度改革関連3法とは

- ①「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」
- ②「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」
- ③「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

を指し、施行日（平成20年12月1日以前の日）から5年以内の次のいずれかを選択しなければ

らう。それらは社会の変化に伴い当然に変貌する。従って必要性は絶対的なものではなく不慮の検証が必要となる。そうかといって、こうした社会の変化に即応して財団や社団をむやみにスクラップアンドビルドする訳には行かない。市民の混乱と職員の雇用不安を招くこととなりかねない。

結局、市が直営せず、外郭団体を公共サービス供給主体として用意する時には今後はもっと弾力性のある組織を考えるべきである。指定管理者の選定における民間との競争関係においても同じことが言えよう。

(2) 市の関与に関する問題点

出資団体の多くは運営のための財源を市からの補助金や委託料に依存しており、独立した経営主体とはとても言えない状況にある。委託料にしても殆どは事後精算しており自立性を要求できる状況には置かれていない。

また、緊縮財政の故に毎年予算シリングが行われ、経費の節減が求められており、建設的な将来像を考え難い状況である。もし、団体の存在の必要性が薄れたのであれば廃止すべきであるし非効率的であるならば民営に移行させることを考えるべきである。

かといって出資団体の多くに極めて非効率的な運営がなされていると指摘するのではない。団体運営の現場においては極限に近い経費削減努力がなされており、そのことは各団体の現場を訪問して強く感じた点である。問題なのは、こうした外郭団体の今目的的存在意義を見直す作業が遅れていることである。

(3) 行政組織の構造的な問題点

金沢市の「外郭団体改革に向けての基本方針」にもあるように、行政が行うべき事業と民間で実施可能な事業とを峻別する機能的で柔軟な官と民の役割分担が求められてきている今日、市民協働を前提としたもつと幅広い視野で施設等や事業を考えるべきであり、現在のようにな庁内縦割りのやり方は効率的とは言えない。

住民の福祉増進を考える時、一つの事業はそれ一つだけを考えればいいというものではなく幾つもの要素が絡み合って遂行されるべきものである。例えば文化やスポーツに関する事業にしても運営への市民参加や生甲斐創り(特に老後の)、またボランティア活動との連携、環境問題への同時並行(美化、ごみ処理、景観など)の取り組みが可能である。これは庁内において幾つもの部局が関係し、一つの所管課で対応しきれないものではない。平成19年の夏に、金沢21世紀美術館の周囲に朝顔を植樹した。これは現代美術なのだそうだが、金沢市内の小中学生により苗が植えられ、弦が育ったときには美術館内の省エネ効果をもたらす、数ヶ月の間、街の美観を作ってくれた。こうした取り組みができるのである。

もつと広く、こうした複合効果をもたらす取り組みを進めるためにはそのコーデ

ばならなくなかった。

- ① 一般社団法人・一般財団法人へ移行
- ② 公益社団法人・公益財団法人へ認定を受けて移行
- ③ 解散する

この法律において、「公益性」が定義され、これにより公益社団法人・公益財団法人の認定判断が行われることになる。

公益に関する事業

- ① 学術、科学振興(を目的とする事業；以下略する)
- ② 文化、芸術振興
- ③ 障害者、生活困窮者、事故・災害・犯罪の被害者の支援
- ④ 高齢者福祉の増進
- ⑤ 勤労意欲のある人への就労支援
- ⑥ 公衆衛生の向上
- ⑦ 児童、青少年の健全育成
- ⑧ 勤労者の福祉向上
- ⑨ 教育、スポーツを通じて国民の心身の健全発達に寄与
- ⑩ 犯罪防止、治安維持
- ⑪ 事故や災害の防止
- ⑫ 人種、性別などによる不当差別の防止、根絶
- ⑬ 思想、良心の自由、信教の自由、表現の自由の尊重や擁護
- ⑭ 男女共同参画社会の形成推進
- ⑮ 国際相互理解の促進、開発途上国への国際協力
- ⑯ 地球環境保全、自然環境保護
- ⑰ 国土の利用、開発、保全
- ⑱ 国政の健全な運営確保に資する
- ⑲ 地域社会の健全な発展
- ⑳ 公正、自由な経済活動の機会確保
- ㉑ 国民生活に不可欠な物資、エネルギーの安定供給の確保
- ㉒ 一般消費者の利益の擁護、増進
- ㉓ 公益に関する事業として政令で定めるもの

とされており、最後の政令で定めるものは現在の処該当するものはない。

金沢市の出資団体のうち、財団・社団が実施している事業は上記の公益に関する事業のいずれかに該当することは推認できる。しかし公益性は、財団・社団の存在を積極的に肯定する必要条件ではあるが十分条件ではない。公益上の必要性の、必要性の部分における検証を要する。

必要性とは、或る場合には諸施策のうちの優先性であろうし、緊急性の場合もあ

第5. 出資団体の組織の現状

ここでは金沢市が外郭団体改革の対象としている16団体について記載する。これは、本件監査対象とした14団体に金沢市土地開発公社と金沢市からの出資はないが職員派遣と財政的支援が行われている(社)金沢市シルバー人材センターが加わる。

1. 組織の規模(平成19年4月1日現在)

名	称	基本財産 (千円)	出資割 合(%)	職員数		
				団体採用	市職員	市OB
(財)金沢総合健康センター		30,000	50	31	4	1
(財)金沢市スポーツ事業団		10,000	100	74	1	1
(財)金沢文化振興財団		20,000	100	48	7	13
(財)金沢国際交流財団		20,000	100	3	2	1
(財)金沢市福祉サービス公社		20,000	100	364	2	3
(財)横浜記念金沢の文化創生財団		100,000	70		4	
(財)金沢市水道サービス公社		10,000	100	7		22
(財)金沢芸術創造財団		40,000	100	91	15	3
(社)金沢ボランティア大学校		10,000	100	2	1	3
(社)金沢職人大学校		10,000	100	2		2
(財)金沢勤労者福祉サービスセンター		30,000	100	5		1
(株)金沢商業活性化センター		46,000	50	5		
(財)金沢まちづくり財団		50,000	80	18	2	15
(財)金沢子ども科学財団		30,000	100	6	1	
金沢市土地開発公社		10,000	100	2		
(社)金沢市シルバー人材センター		69,034	0	12		
合 計		505,034		676	38	66

職員数には、嘱託・臨時を含み、役員を除く

2. 収支等の状況(平成18年度決算額)

名	称	収 支(千円)		市からの財政支出(千円)	
		総収入額	総支出額	委託料	補助金
(財)金沢総合健康センター		320,559	309,792	68,699	65,602
(財)金沢市スポーツ事業団		776,439	776,439	624,027	97,231
(財)金沢文化振興財団		462,845	462,845	357,754	93,024
(財)金沢国際交流財団		102,372	99,714	0	100,841
(財)金沢市福祉サービス公社		831,895	811,117	252,158	16,620
(財)横浜記念金沢の文化創生財団		9	1,603	0	0

イネーターが必要である。組織の中でこうした複合的な事業を考える部局を用意しないと実現はできない。現在の組織は縦割りであり、他の部局との連携は皆無とは言わないまでも極めて限られている。特に自発的に組織横断的な事業展開をしないとといった土壌が無い。

また、外郭団体は市の余剰人員の受け皿であったり市職員の定年後の職場の確保手段となっているのではないかと疑問が付きまとう。金沢市においては行政改革の一環として職員の絶対数を縮減する方向で取組みがなされており、現場においては人員不足との声も聞かれる。従って外郭団体に派遣中の職員が派遣を解かれて現場に復帰することは現場とすれば歓迎であろう。その意味において余剰人員を抱えた非効率な組織運営がなされているとは言えないであろう。OB職員の雇用については、団体に推薦し必要に応じて団体が採用する形式をとっている。OB職員には経験と実績が備わっており、団体における雇用条件も決して高給を支給しているといった例は見られず、そのことをもって効率的であるとも言えよう。しかし、OB職員の雇用のすべてを否定するものではないが若年齢層における非正規雇用の増加が社会問題になっている現在、市の職員の一部だけに第二の職場が用意されるという風に見られることは避けなければならない。

4. 指定管理者への選定状況

指定管理者	導入年度	選定方法	施設名	施設数
(財)金沢総合健康センター	17	選考	金沢健康プラザ大手町	1
(財)金沢スポーツ事業団	18	公募	体育館等	10
	18	公募	プール等	4
	18	公募	テニスコート等	5
(財)金沢スポーツ事業団・奥・米沢共同事業体	18	公募	屋外スポーツ施設等	20
(財)金沢文化振興財団	17	選考	中村記念美術館	1
	17	選考	安江金箔工芸館	1
	17	選考	ふるさと偉人館	1
	17	選考	泉鏡花記念館	1
	17	選考	金沢湯涌夢二館	1
	17	選考	金沢蓄音器館	1
	17	選考	前田土佐守家資料館	1
	17	選考	室生犀星記念館	1
	17	選考	徳田秋聲記念館	1
	17	選考	金沢くらしの博物館	1
	17	選考	田高峰家・旧検事正官舎	1
	17	選考	松声庵	1
	19	選考	老舗記念館	1
	16	公募	卯辰山健康交流センター千寿閣	1
	17	選考	金沢市福祉作業センター	2
	18	公募	老人福祉センター	3
	16	選考	金沢21世紀美術館	1
17	選考	金沢市民芸術村	1	
17	選考	金沢卯辰山工芸工房	1	
17	選考	金沢市牧山ガラス工房	1	
17	選考	金沢市おしがら工房	1	
17	選考	金沢湯涌創作の森	1	
18	公募	金沢歌劇座	1	
18	公募	金沢市文化ホール	1	
18	選考	金沢能楽美術館	1	
17	選考	金沢職人大学校	1	

(財)金沢市水道サービス公社	289,941	300,057	271,802	0
(財)金沢芸術創造財団	1,642,175	1,636,574	1,428,633	114,864
(社)金沢ボランティア大学校	29,086	29,086	0	27,893
(社)金沢職人大学校	58,095	58,095	57,556	0
(財)金沢勤労者福祉サービスセンター	214,780	207,687	0	37,646
(株)金沢商業活性化センター	231,807	226,332	17,476	13,020
(財)金沢まちづくり財団	539,806	521,788	126,130	53,775
(財)金沢子ども科学財団	52,763	52,763	0	38,037
小 計	5,552,572	5,493,892	3,204,235	658,553
金沢市土地開発公社	1,962,124	1,995,363	0	0
(社)金沢市シルバー人材センター	886,640	858,450	0	28,653
合 計	8,401,336	8,347,705	3,204,235	687,206

金沢土地開発公社と(社)金沢市シルバー人材センターとを除外すれば総収入額に占める委託料及び補助金の割合は実に70%にも及ぶ。

3. 代表者(平成19年4月1日現在)

名 称	代表者役職名	氏 名	経 歴
(財)金沢総合健康センター	理事長	須野原 雄	市職員(副市長)
(財)金沢スポーツ事業団	理事長(兼)常務理事	山本 文男	市職員OB
(財)金沢文化振興財団	理事長	近藤 義昭	市職員OB
(財)金沢国際交流財団	理事長	佐藤 喜一	民間
(財)金沢市福祉サービス公社	理事長	平田 敏雄	市職員OB
(財)横浜記念金沢の文化創生財団	理事長	横浜 健	民間
(財)金沢市水道サービス公社	理事長	中尾 武也	市職員OB
(財)金沢芸術創造財団	理事長	近藤 義昭	市職員OB
(社)金沢ボランティア大学校	理事長(兼) 学校長	久住 治男	民間
(社)金沢職人大学校	理事長(兼) 学校長	小堀 為雄	民間
(財)金沢勤労者福祉サービスセンター	理事長	山出 保	市職員(市長)
(株)金沢商業活性化センター	代表取締役	加納 明彦	市職員OB
(財)金沢まちづくり財団	理事長	藤崎 強	市職員(副市長)
(財)金沢子ども科学財団	理事長	林 勇二郎	民間
金沢市土地開発公社	理事長(兼) 事務局長	的場 優弘	市職員OB
(社)金沢市シルバー人材センター	理事長	角 健治	市職員OB

代表者に民間人が就任しているのは5団体である。

どのような情報的価値が認められるのであろうか。各団体の事業内容、その遂行状況、財務内容の状況、決算の推移等幾つもの情報が集まって初めてその団体の輪郭が見えてこよう。財務諸表の公開についても、単にそれを掲載すれば足りるとするのでは市民に対して不親切であり、せめて要約でもいいから複数年の比較や主な増減理由の説明くらいは欲しい。公表は、当事者が自ら考えて公表することに意味がある。

17	公募	金沢市営金沢駅第1自転車駐車場等	6
17	公募	金沢市営西金沢駅前自転車駐車場等	21
18	選考	表参道駐輪場	1
合 計			97

5. 情報公開の状況

各団体の独自の情報公開(ホームページ)において、下記の情報あるいは書式が掲載されているものについては○、掲載されていないものについては×としてある。

但し、金沢市はホームページにおいて、各団体の決算書等を外郭団体の情報として掲載している。

団体名	事業内容	決算書(平成18年度)			摘要
		事業計画書	収支計算書	財務諸表 (※1)	
(財)金沢総合健康センター	○	○	○	×	
(財)金沢市スポーツ事業団	○	○	○	○	
(財)金沢文化振興財団	○	×	×	×	
(財)金沢国際交流財団	○	×	×	×	
(財)金沢市福祉サービス公社	×	×	×	×	(※2)
(財)横浜記念金沢の文化創生財団	×	×	×	×	(※2)
(財)金沢市水道サービス公社	○	○	○	○	
(財)金沢芸術創造財団	○	×	×	×	
(社)金沢ボランティア大大学院	○	○	○	○	
(社)金沢職人大学院	○	×	×	×	
(財)金沢勤労者福祉サービスセンター	○	○	○	○	
(株)金沢商業活性化センター	○	×	×	×	
(財)金沢まちづくり財団	×	×	×	×	(※2)
(財)金沢子ども科学財団	○	○	○	○	

(※1) 正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録のことを指す。

(※2) 独自のホームページがない団体

金沢市の進める「外郭団体改革に向けての基本指針」においても、外郭団体は財務諸表等経営状況や事業内容を公表するとともに市民への積極的な情報提供に努める、としている。出資団体の事業の遂行状況と財産・収支の状況等について、市民に公開する手段としてホームページは有効な手段である。その意味では出資団体の情報公開は進んでいるとはいえない。こうした不十分さを補完するため、金沢市のホームページにおいて外郭団体の決算書等を公表しているが、この決算書の公表に

6. 監査・監督の状況

対象となる外郭団体において、過去に金沢市監査委員から指摘を受けた内容は以下のとおりである。

外郭団体名	監査年度	指摘事項等 (指摘事項)
(財)金沢総合健康センター	平成13年度	勘定科目に一部適正を欠くものあり。公益法人会計基準に従い財務規程の改正を図り、適切な会計処理を行うべき。
(財)金沢市スポーツ事業団	平成14年度	(指摘事項) スポーツ事業団に対して補助金及び委託料を四半期ごとに概算払いにより支出しているが、概算受高に対して執行額が少なく、執行残高が多大となっていることから、事業の執行に見合った支出を適切に行うべき。
(財)金沢文化振興財団	平成15年度	(指摘事項) 1. 団体に対するもの 帳簿について、財務規程第9条に基づく補助帳簿である現金出納帳が備えられておらず、また総勘定元帳の普通預金勘定において保有する複数の普通預金口座(9口座)の合計額を記帳しているが、全体の経理を明確にする補助帳簿の整備を検討すべき。 2. 所管課に対するもの 財団の経理事務及び委託事業について、年一回簡単な検査が行われているが、委託契約等に基づく適時適切な指導監督を行うべき。 (意見) 有料の8文化施設についてみると、管理費に対する、入館料等の使用料及びその他収入を合わせた収入合計の割合は16%であり、その収支差引額が市の一般財源で措置されている状況にある。また、指定管理者制度の導入に向けて、施設の利用向上、使用料のあり方及び運営の効率化等について十分検討されることを要望する。

外郭団体名	監査年度	指摘事項等 (指摘事項)
(財)金沢国際交流財団	平成18年度	1. 団体に対するもの 収入調定事務や支出統制事務について、財務規程や事務処理規程と一部異なる取り扱いが見受けられるので、適正を期す必要がある。 2. 所管課に対するもの 金沢国際交流財団の財務会計事務について適時適切に指導を行う必要がある。
(財)金沢市水道サービス公社	平成15年度	(指摘事項) 1. 団体に対するもの ・平成14年度決算において、相当額の次期繰越収支差額を生じているが、その理由及び使途目的が明確でなく、経理方針を明確にすべき。 ・委託契約について、一部金沢市水道サービス事業管理運営の委託に関する基本契約と整合性がとれていない状況にあり、基本契約及び委託契約全体について統一性のとれた契約内容に改善し、適切な事務処理を行うべき。 ・自主事業費について、これに対応する自主事業収入が収入不足となっているが、収入支出を明確に区分する適切な予算措置及び経理処理を行うべき。 2. 所管課に対するもの 財団の経理事務及び委託事業について、委託契約等に基づく検査が定期的に行われておらず、金沢市水道サービス事業管理運営の委託に関する基本契約と委託契約とに一部整合性もなく、また自主事業及び次期繰越収支差額についての予算、経理もなく、適切な指導監督を行うべき。 (意見) 平成14年度の包括外部監査結果において、ガス水道開閉栓業務委託について認定業者に再委託しており企業局が直接執行すべきであり、また熱量変更作業委託等について契約仕様条件が不十分であるなどと指摘しているところであるが、これらを含めて公社事業全般について、適正な公益法人経営の視点に立って、業務の種別、内容、方式、金額等を十分再点検されることを要望する。

外郭団体名	監査年度	指摘事項等
(社)金沢職人大学校	平成17年度	<p>(指摘事項)</p> <p>1. 団体に対するもの 金沢職人大学校設置条例施行規則に定められている申請者からの使用申請書が保存されておらず、また、申請者への使用承認書が交付されていないので、同規則及び施設管理委託契約に従った事務を行う必要がある。</p> <p>2. 所管課に対するもの 公の施設である職人大学校が適切に管理運営がなされるよう、今後、指定管理者に対する指導監督を適宜行う必要がある。</p> <p>(意見) 金沢職人大学校長町研修塾については、公の施設として条例上明確に位置づけ、市民や観光客等に広く利用されるよう管理運営を工夫することが望まれる。また、自主事業として実施している市民公開講座については、財源が全て市補助金で賄われていることもあり、市事業との衡平の観点から、参加者から実費の一部を徴収するなど実施方法を見直すことが望まれる。</p> <p>(意見) 次期繰越差額については、センターの設立趣旨に沿い、事業の積立金など、積極的に事業の拡充のために活用されたい。</p>
(財)金沢勤労者福祉サービスセンター	平成14年度	<p>(指摘事項)</p> <p>1. 団体に対するもの 予算の執行について、収入支出す算額を超えて収入支出決算がされているが、会計規程第29条に基づく適正な予算の補正措置を講ずべきであり、また、市補助事業及び委託事業について、実績報告書と決算報告の対象事業費が一致していないが、対象事業費を明確に特定する適正な事務の執行に改善すべき。</p> <p>2. 所管課に対するもの 市補助事業及び委託事業について、実績報告書と決算報告の対象事業費が一致していないが、対象事業費を明確に特定する事務及び予算の執行の改善に適正な指導監督を行うべき。</p>

外郭団体名	監査年度	指摘事項等
(財)金沢芸術創造財団	平成18年度	<p>(意見)</p> <p>1. 団体に対するもの 自主的・自立的な経営基盤の確立を目指す「経営改革実施計画」を17年度に策定している中で、今後、この計画に沿って、組織・職員面、経営財務面及び財団運営面における改革を着実に実施することが望まれる。</p> <p>2. 所管課に対するもの 17年度に策定された「外郭団体改革に向けての基本指針」の趣旨に沿って、当財団に対し適時適切に助言や必要な調整、支援を行うことが望まれる。とりわけ、当財団が公共サービスの供給主体となる指定管理者制度の運用にあつては、収入の増加や経費の節減など当財団の努力が報われ、そのことがより質の高い公共サービスの提供や魅力ある芸術創造活動の動機づけとなるよう、管理費精算のあり方や自主事業のあり方を見直し、工夫を凝らすことが望まれるところである。</p>
(社)金沢ボランティア大学校	平成12年度	<p>(指摘事項)</p> <p>経理事務の一部に財務規程に定められた固定資産の取得区分に適切でないものが見受けられた。</p>

第6. 出資団体の運営の状況

1. 意思決定機関の会議等の状況

監査対象14団体は、財団法人が11、社団法人が2、株式会社が1である。各法人の意思決定機関等は、財団法人は理事会、評議員会、社団法人は総会・理事会、株式会社は株主総会・取締役会である。法律や寄附行為・定款ではこれらの機関について、構成、機能、開催等について定めており、各団体はこれらに則り開催をしており、形式的には問題はない。しかし、実質面からは疑問がある。

各団体の理事会・取締役会の出欠状況を集計すると下記の通りとなる。

総回数	延総役員数	延出席人数	内委任状数	実際延出席人数
30	362	317	61	256

延総役員数と延出席人数に差45人があるのは欠席であり、委任状も提出していないということである。このうちには入院中等でやむを得ない人もいるであろうが、委任状すら提出しないということは役員の適格性を検討すべきではないかと思われる。また、法律等では委任状出席で問題はないが、会議は出席して議論を行なうことに意味があるから、この本人出席状況は機関の形骸化といわざるを得ない。株式会社取締役会は3月に1回以上開催することになっているが、財団法人・社団法人の定例理事会は年2回となっている。年2回しかない会議に本人が出席しないで責任を果たせるのか、会議が実効性のあるものになっているのか疑問である。しかも14団体のうち常勤役員は4団体の各1人のみである。

2. 給与等の状況

各財団等の構成員は役員・職員で、役員は常勤と非常勤に区分でき、職員はプロパー、市派遣、嘱託・臨時職員に区分できる。

市が直接ではなく財団で各種業務を行う理由のひとつに、人件費の削減効果がある。一般的には市職員の給与が民間の給与より高いと考えられるからである。そこで、市から財団に派遣されている40人の平均給与と財団等のプロパー職員94人の平均給与の比較を行なった。

	平均給与(年額)	平均年齢
派遣職員(40人)	7,283千円	47歳
プロパー職員(94人)	4,866千円	37歳

プロパー職員の平均年齢は派遣職員の平均年齢より10歳低いが、平均給与は2,417千円低い。そうすると財団で運営する方が人件費は削減できると考えられるのは、正しいともいえる。

しかし次の考え方もある。

外郭団体名	監査年度	指摘事項等 (指摘事項)
(財)金沢まちづくり財団	平成17年度	<p>1. 団体に対するもの 固定資産台帳について、一部に財務規程と異なる取扱いや必要事項の記載漏れが見受けられるので、固定資産の的確で効率的な管理運用に資するよう改善する必要がある。</p> <p>2. 所管課に対するもの 財務会計事務について適時適切な指導を行う必要がある。</p> <p>(意見) 運用財産積立預金が1億7,800万円余の多額にのぼっているのので、これを原資として財団の目的に即した新しい事業を展開することが望まれる。 なお、金沢市が事業経費の全額を補助しているものについては、当該事業の収支状況を勘案しながら補助金を交付することが望まれる。</p>
(財)金沢子ども科学財団	平成16年度	<p>(意見) 子ども科学振興基金について、寄付行為等において明示されていないが、公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針において「公益事業を実施するために有している基金は、事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。」とされていることから、寄付行為等において基金の目的及び管理に関して明確にししておくことが望ましい。</p>

(平成18年度決算額)

		(単位：千円)		
		委託料	指定管理	補助金
				合計
1(財) 金沢総合健康センター				
委託料	健康増進事業	10,830		
	学校保健事業	12,405		
	夜間急病診療事業	35,860		
指定管理委託料	施設の管理運営業務		9,606	
補助金	運営費補助			65,602
	合計	59,095	9,606	65,602
2(財) 金沢スポーツ事業団				
委託料	屋外無料施設等委託事業	5,324		
	保育サービス事業	96		
指定管理委託料	体育館等委託事業		162,882	
	フェニックスコート等委託事業		55,611	
	フェニックスコート等委託事業		206,250	
	屋外スポーツ施設等委託事業		193,864	
補助金	運営費補助			97,231
	合計	5,420	618,607	97,231
3(財) 金沢文化振興財団				
委託料	文化施設非通管理業務	595		
指定管理委託料	文化施設管理代行委託業務等		357,159	
補助金	運営費補助			91,524
	合計	595	357,159	91,524
4(財) 金沢国際交流財団				
委託料	なし			
指定管理委託料	なし			
補助金	運営費補助			100,841
	合計	0	0	100,841
5(財) 金沢市福祉サービス公社				
委託料	介護保険訪問調査適正化推進事業	30,589		
	シルバーのワゴンサービス	10,175		
	お年寄り地域福祉支援センター	15,783		
	老人福祉センター等利用者交遊費	10,561		
	その他	3,338		
指定管理委託料	ことぶき作業所他管理業務		181,710	
補助金	運営費補助			16,620
	合計	70,446	181,710	16,620
6(財) 横浜記念金沢の文化創生財団				
委託料	なし			
指定管理委託料	なし			
補助金	なし			
	合計	0	0	0
7(財) 金沢市水道サービス公社				
委託料	メーター検針	127,855		
	水道メーター取替	42,246		
	水道単独開栓	23,034		
	小規模管水調査指導	10,456		
	汚泥処理設備運転	12,254		
	その他	49,411		
指定管理委託料	なし			
補助金	なし			

まず、市からの派遣職員の平均年齢・給与が高いのは、市でも役位が高く、財団でも中心的役割を担っている人だからである。財団がプロパー職員にそのような人を配置すると当然に給与も高くなる。だから、財団のプロパー職員の給与が低いとはいえない。

次に、派遣職員にこのような職位の人を派遣する必要があるのかという疑問もある。設立当初はともかく、年数を経た財団にベテラン職員を派遣する状態は解消すべきではないか。そのために財団への派遣基準を設定すべきと考ええる。

例えば設立後3年以内は何人、5年以内は何人、10年以内は何人、10年以後は原則ゼロとするなどを設定したらどうか。財団の自立のためにも必要でないかと思われる。

3. 市有施設の使用状況

14団体のうち10団体は市有施設の中に事務局等がある。このうち、(社)金沢ボラテティア 大学の賃料4,307千円と(財)金沢子ども科学財団の賃料1,601千円は全額減免されている。いずれも使用目的が市の事業を推進するうえで効果があるためとの理由であり、手続きは適正に行なわれている。

4. 委託料・補助金の状況

14団体が市から受けている委託料、指定管理者に係る委託料、補助金は次頁の表のとおりである。

第7. 各出資団体の監査の方法

1. 監査の手続と方針

(1) 公益性の吟味

出資団体の多くは財団法人或は社団法人であり、旧民法の公益法人の形態を採っている。平成18年6月に公益法人制度改革関連3法により旧民法公益法人は一般社団法人及び一般財団法人が公益社団法人及び公益財団法人のいずれかを選択しなければならぬこととなった。旧民法においても公益法人には公益性が要件として求められていたがその公益性の概念は些か曖昧であった。今般、公益法人制度改革では公益目的事業を23種に分類明示し、これらの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人のみが公益社団法人或は公益財団法人となれることとなった。

こうした制度の変革もあるが、出資団体には市からの財政的援助等が行われているのが通例であり、その財政的援助が公益性を有するか否かは市民にとって大きな関心事である。

従って、出資団体において現実に行われている事業が公益性要件を充たしているかどうかを団体職員へのヒアリング、現地視察により吟味することとした。

(2) 財産の所在と実在性確認

出資団体の多くを占める財団法人は、基本財産の運用益によりその目的とする事業を行うことが予定されているものである。現在のような低水準の利回りではそうした運用は不可能であるが、設立当初に市から多額の出捐がなされ、それらが各団体に温存されている。こうしたことから、団体が有する財産がどのように管理・維持されているかを確認する必要があると判断した。具体的手続は次節に記載のとおりである。

(3) 管理運営状況の検討

出資団体における管理運営が法規等に則って遂行されているかについて、各団体事務局へ往査し、担当者からのヒアリングを中心に検討を加えることとした。

(4) 財政援助等の状況とその必要性の検討

各出資団体への補助金の交付、委託料の支出、施設の無償供与、人材派遣等につき、その必要性を検討することとした。

(5) 出資団体の今日的存在意義の検討

各出資団体の今日的存在意義、特に指定管理者制度の導入に伴いその存在意義が変化していると思われる団体については意を注いだ。

8(財) 金沢芸術創造財団									
委託料			48,019						
文化創造委託事業			9,169						
オペラ振興委託事業			713,343						
金沢21世紀美術館			118,520						
金沢歌劇座			130,729						
文化ホール			26,381						
金沢能楽美術館			157,122						
卯辰山工芸工房			27,786						
牧山ガラス工房、おしがはら工房			156,493						
金沢市民芸術村			41,069						
滑川創作の森									
事務局費			105,227						
ホール自主事業費			9,636						
合計			57,188						114,863
1,543,494									
9(社) 金沢ボランティア大生校									
委託料									
指定管理委託料									
補助金									
運営費補助									
合計									27,893
10(社) 金沢職人大学校									
委託料									
指定管理委託料									
補助金									
運営費補助									
合計									54,976
11(財) 金沢勤労福祉サービスセンター									
委託料									
指定管理委託料									
補助金									
運営費補助									
合計									37,646
12(株) 金沢商業活性化センター									
委託料									
指定管理委託料									
補助金									
運営費補助									
合計									37,646
13(財) 金沢まちづくり財団									
委託料									
公園経営管理業務									
自転車等放置防止対策業務									
交通安全施設管理業務									
立て看板等簡易除去業務									
その他									
指定管理委託料									
補助金									
運営費補助									
緑化基金事業補助									
その他									
合計									179,904
14(財) 金沢子ども科学財団									
委託料									
指定管理委託料									
補助金									
運営費補助									
その他									
合計									38,197
総合計									663,911
									3,858,421

(単位：千円)

1 (財) 金沢総合健康センター	現金預金	6,273
一般会計	現金預金	30,400
流動資産	現金預金	36,273
固定資産	現金預金	70,170
特別会計	減価償却引当資産	84,127
流動資産	減価償却引当資産	13,956
固定資産	減価償却引当資産	120,401
合計 (A)	減価償却引当資産	346,573
総資産額 (B)	減価償却引当資産	34
(A)/(B)	減価償却引当資産	93,882
2 (財) 金沢市スポーツ事業団	現金預金	10,000
流動資産	現金預金	103,882
固定資産	現金預金	107,944
合計 (A)	現金預金	96
総資産額 (B)	現金預金	10,653
(A)/(B)	現金預金	20,000
3 (財) 金沢文化振興財団	現金預金	30,653
流動資産	現金預金	45,225
固定資産	現金預金	75,879
合計 (A)	現金預金	85,840
総資産額 (B)	現金預金	88
(A)/(B)	現金預金	4,508
4 (財) 金沢国際交流財団	現金預金	20,000
流動資産	現金預金	28,686
固定資産	現金預金	182,332
合計 (A)	現金預金	235,592
総資産額 (B)	現金預金	235,592
(A)/(B)	現金預金	99
5 (財) 金沢市福祉サービス公社	現金預金	17,698
流動資産	現金預金	20,000
固定資産	現金預金	37,698
合計 (A)	現金預金	98,162
総資産額 (B)	現金預金	35,881
(A)/(B)	現金預金	134,043
6 (財) 横浜記念金沢の文化創生財団	現金預金	171,742
流動資産	現金預金	270,528
固定資産	現金預金	63
合計 (A)	現金預金	25,419
総資産額 (B)	現金預金	70,000
(A)/(B)	現金預金	30,000
7 (財) 金沢市水道サービス公社	現金預金	125,419
流動資産	現金預金	125,419
固定資産	現金預金	100
合計 (A)	現金預金	11,628
総資産額 (B)	現金預金	10,000
(A)/(B)	現金預金	10,000
	現金預金	31,628
	現金預金	62,148
	現金預金	50

2. 財産の所在と実在性確認

監査対象の14団体の財産は、次頁の表のとおりほとんどが現金預金・国債等の金融資産であるところが多い。そこでその実在性を検証するために実査・確認の監査手続を実施した。

実査は、各団体へ現地訪問した際にその日現在の現金有り高を調べ、預金証書の現物を検証し、有価証券預り証の検証を行った。監査の基準日は19年3月末で、その後の増減があるので、解約計算書、出納帳によりフォローした。

確認は、19年3月末を基準日として、預金の預け先銀行、有価証券の保護預け先銀行・証券会社に対して、監査人が確認書を送付し、直接回答を受け取る方法（直接確認）により行った。但し、預金で19年3月末残高が10万円以下のものは通帳の実査のみで、こうした直接確認の手続は省略した。

実査・確認の結果と各団体の帳簿記録との間に差異はなく、現金預金等の金融資産の実在性には問題はないと判断した。

なお、「現金預金」とあるが、現金は数万円程度の小口現金である。預金は、普通預金は決済性預金とし、定期預金も原則一金融機関1,000万円以下とし、万ーの場合に備えている。

「有価証券」は原則として国債・地方債のみである。唯一民間会社の株式を保有しているのは(財)横浜記念金沢の文化創生財団であるが、これは設立時に寄付を受け基本財産に組み入れたものである。同株式会社はジャスダック市場の銘柄であり、19年12月末現在評価減の必要性等の問題はないと思われる。

(財)金沢総合健康センターは、金融資産以外の資産が約22,500万円あるが、内訳は建物・什器備品が約17,500万円、未収入金(診療報酬で2ヵ月後入金)が約4,200万円等である。

このほかの団体の金融資産以外の資産は、未収入金(売掛金)が大部分であり、特に注意を要するものではないと思われる。

以上の結果、各団体の資産の実在性には問題はないと判断した。

なお、次頁の表の金融資産を総括すると次のとおりである。

(単位：千円)

区分	現金預金	有価証券	合計
流動資産	902,025	0	902,025
固定資産	706,700	823,038	1,529,738
合計	1,608,725	823,038	2,431,764

第8. 各出資団体の監査
1. (財)金沢総合健康センター

団体名	財団法人 金沢総合健康センター				平成19年4月1日現在			
設立年月日	昭和55年6月25日	基本財産	30,000千円	本市出資額(%)	15,000千円	(50%)		
設立目的	増大する医療需要に対処するため救急医療体制の確保及び卒業を図るとともに、学校保健及び市民の健康教育施設ならびに訪問看護施設として広く地域住民の利用に供し、もって保健衛生および福祉の増進に寄与する。							
業務内容	急病診療事業、学校保健事業、健康増進事業、訪問看護事業、居宅介護支援事業、公的施設管理運営事業							
所在地	金沢市大手町3番23号		ホームページアドレス		http://www.city.kanazawa.lshikawa.jp/eisei/plaza			
代表者職氏名	理事長 須野原 雄		設立根拠		民法第34条に基づく財団法人			
設立主体	常勤		内訳		非常勤/嘱託・臨時		内訳	
組織の状況(平成18年度予算)	役員数	11人	市OB	市OB	市職員	市OB	市職員	市OB
	職員数	11人	6人	4人	12人	8人	4人	12人
					25人	25人	25人	36人
財務の状況	平成16年度決算		平成17年度決算		平成18年度決算		平成19年度予算	
	総収入額	289,832千円	304,159千円	320,559千円	306,174千円			
	総支出額	279,494千円	283,176千円	309,792千円	306,174千円			
	差引収支額	10,338千円	10,983千円	10,767千円	千円			
	総資産額	338,419千円	345,469千円	346,573千円				
	総負債額	46,220千円	50,642千円	50,788千円				
	正味財産額	290,199千円	294,827千円	295,785千円				
市からの財政支出	委託料	55,049千円	64,187千円	68,699千円	73,119千円			
	補助金	42,470千円	49,895千円	65,602千円	51,952千円			
	その他	千円	千円	千円	千円			
事業名	事業内容							
急病診療事業	夜間急病診療所開設、夜間医療機関案内							
学校保健事業	児童、生徒の検診、健康相談等							
健康増進事業	健康相談、健康教室の開催等							
公的施設管理運営事業	健康増進にかかる公的施設の管理運営							
訪問看護事業	訪問看護ステーションの開設							
居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所の開設							
平成19年度主な事業								

8(財) 金沢芸術創造財団	現金預金	52,057	
一般会計	流動資産	40,000	
	固定資産	92,057	
	計	172,339	
特別会計	流動資産	264,396	
	流動負債(B)	314,160	84%
	合計(A)		
	総資産額(B)		
9(社) 金沢ボランティア大学校	現金	1,669	
流動資産	現金	10,000	
固定資産	預金	7,633	
特定資産	おれあい基金	19,302	
	合計(A)		
	総資産額(B)	19,307	99%
10(社) 金沢職人大学校	現金	4,257	
流動資産	現金	10,000	
固定資産	預金	14,257	
	合計(A)		
	総資産額(B)	16,837	84%
11(財) 金沢勤労者福祉サービスセンター	現金預金	51,635	
流動資産	現金	30,000	
固定資産	特定資産	20,000	
	給付積立預金	19,995	
	その他の固定資産	121,631	
	合計(A)		
	総資産額(B)	128,974	94%
12(株) 金沢産業活性化センター	現金預金	132,258	
流動資産	現金	132,258	
	合計(A)		
	総資産額(B)	176,089	75%
13(財) 金沢まちづくり財団	現金	12,625	
流動資産	現金	50,000	
固定資産	基本財産積立預金	21,594	
	緑化基金	310,759	
	国公債	171,970	
	運用財産積立預金	99,972	
	計	666,921	
特別会計	流動資産	86,683	
	固定資産	3,681	
	退職給付引当預金	90,364	
	計	757,285	
	合計(A)		
	総資産額(B)	783,485	26%
14(財) 金沢子ども科学財団	現金	4,876	
流動資産	現金	30,000	
固定資産	子ども科学振興基金	43,297	
	国債	179,979	
	合計(A)		
	総資産額(B)	258,152	
	合計(A)		
	14団体合計(A)	2,431,764	99%
	14団体総資産合計額(B)	2,931,204	82%
	(A)/(B)		